

令和元年度兵庫県薬物乱用対策推進会議取組事業

目標 1 : 取締りの強化

1 現状と課題

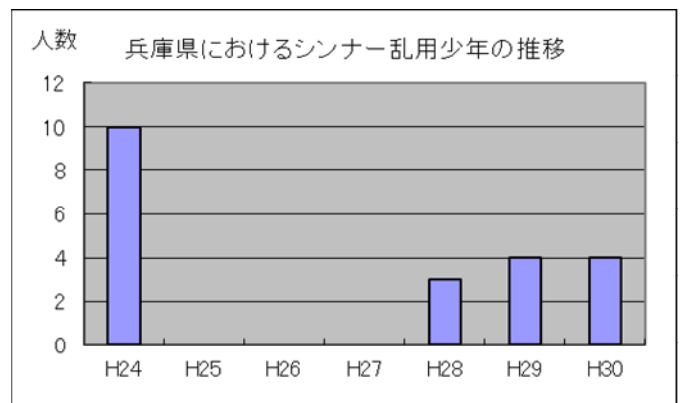
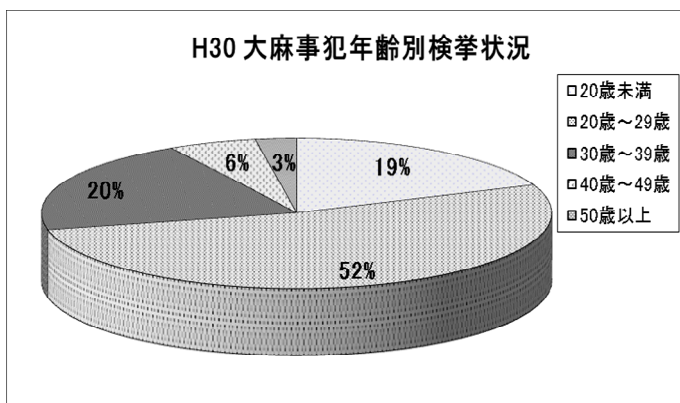
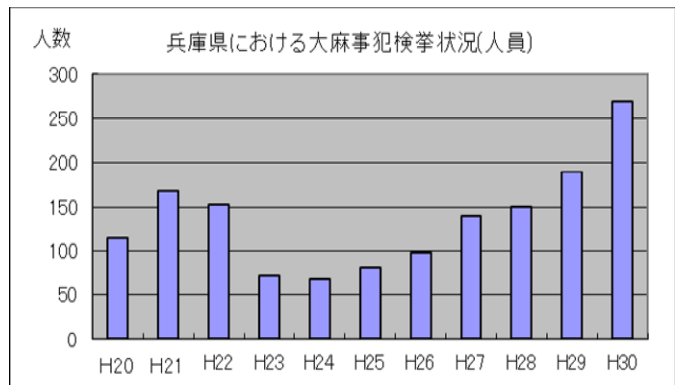
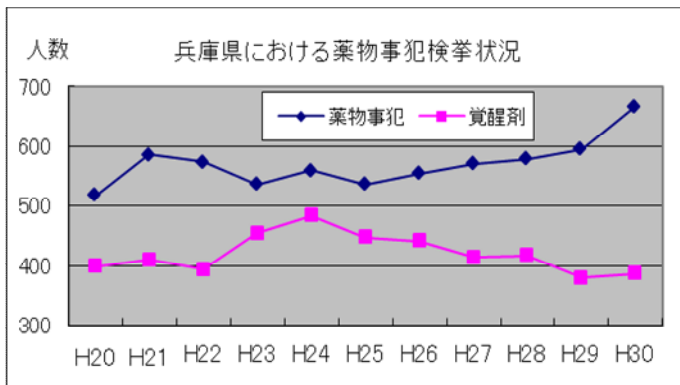
(1) 現状

ア 県内の検挙状況について

平成 30 年中の県内における薬物事犯の検挙人員は 665 人と平成 29 年の 595 人と比べ 70 人(+11.8%)増加した。そのうち、覚醒剤事犯の検挙人員は 386 人と平成 29 年の 379 人と比べ 7 人(+1.8%)増加し、全薬物事犯の検挙人員の約 6 割(58.1%)を占め、さらに再犯者は、386 人中 226 人(58.5%)と半数以上を占めるなど、依然として覚醒剤の根強い需要がうかがえる。

大麻事犯の検挙人員は 269 人と平成 29 年の 189 人と比べ 80 人(+42.3%)増加しており、年齢別に見ると 30 歳未満が 192 人(71.4%)と平成 29 年の 118 人(62.4%)から 74 人増加した。また初犯者は 269 人中 244 人(90.7%)で、依然として若年層を中心に大麻乱用が認められる。(表 1-1、1-2、1-4)

シンナーによる少年の検挙は 4 人(男 4 人、女 0 人)となっている。(表 1-3)



イ 密売方法について

携帯電話やインターネットの急速な普及により、これらを利用した密売方法がより巧妙化し、乱用者にとっては薬物がより容易に入手できるようになっている。

ウ 危険ドラッグについて

危険ドラッグ販売店に対する警察、近畿厚生局麻薬取締部、県等による指導、取締りの強化、及び「薬物の濫用の防止に関する条例」制定による規制強化等により、県下で最高 35 か所あった販売店を平成 27 年 2 月末に全て廃業させるに至った。

一方で、危険ドラッグの販売形態が、これまでの店頭販売型からインターネットや携帯電話を利用した無店舗・配達形式に移行しているとも言われ、その存在や販売方法が巧妙化・潜在化することが懸念されている。

エ 正規流通医薬品等について

我が国の医療用の麻薬等による不正使用事犯は非常に少ない。これは、厳格な法規制や、厳正な取扱いの徹底の浸透により、不正な使用や譲渡が防止されたためであるといえる。

しかし、平成 30 年には、県内で複数薬局を経営する薬剤師が、利益を上げるために、適法に薬局で購入した向精神薬等を自ら各薬局から持ち出し、インターネットを介して知り合った密売人に不正販売し、密売人がそれを一般客に転売することで、それぞれが利益を得るといった不正譲渡事案等が発生している。

(2) 課 題

ア 薬物事犯検挙者数が高水準で推移しており、覚醒剤が約 6 割を占めている。

イ 若年層を中心とした大麻乱用が認められる。

ウ 携帯電話やインターネットの悪用等密売方法が巧妙化している。

エ 危険ドラッグ販売店等が潜在化している。

オ 向精神薬の不正流通及び乱用事案に加えて、その悪用による凶悪犯罪等が見られる。

乾燥大麻(マリファナ)



覚 醒 剤



危険ドラッグ



2 [目標1：取締りの強化] のための対策と取組内容(太字は重点事業)

対 策	取 組 内 容
(1) 組織犯罪対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物犯罪組織の壊滅(警、近麻、海保) ・ 暴力団等による密輸・密売の取締り(警、近麻、海保) ・ 上部被疑者への突き上げ捜査の徹底(警、近麻、海保) ・ 組織的な密輸・密売事犯に重点指向した取締り(警、近麻)
(2) 犯罪収益対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 麻薬特例法等を活用した捜査の推進(警、近麻、海保) ・ 犯罪収益の没収・追徴等犯罪収益対策の推進(警、近麻)
(3) 巧妙化する密売方法への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締用装備、資器材等の拡充(警、近麻) ・ サイバー空間からの薬物密売事犯の根絶(警、近麻)
(4) 末端乱用者に対する取締りの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物末端乱用者に対する取締りの徹底と突き上げ捜査の推進(警、近麻) ・ 大麻、シンナー等薬物乱用少年の取締り、たまり場等の総点検活動(警、近麻)
(5) 正規流通の指導監督の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ シンナー等取扱事業場に対する監督指導による労働者の健康障害の予防(労) ・ 麻薬等取扱施設への立入検査(近麻、健) ・ 向精神薬の不正流通等の情報収集と関係機関との連携強化(医、薬、警、近麻、健、保) ・ 麻薬・覚醒剤等取扱者に対する説明会(医、薬、健) ・ 毒物劇物営業者に対する立入検査(健、保)
(6) 関係機関の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 兵庫県薬物乱用防止対策推進会議の設置・運営(健)
(7) 危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大麻等薬物の危険性・有害性等についての広報啓発(警、近麻、健、保他) ・ 乱用薬物に関する情報提供・広報啓発活動の推進(警、近麻、健、保他) ・ 危険ドラッグ販売店等への立入検査、指導(警、近麻、健、保) ・ 危険ドラッグを販売する店舗や薬物乱用の場所となる深夜営業飲食店等の実態把握と取締り(警、近麻、健) ・ 危険ドラッグの買上、検査(近麻、健)

「警」は、警察、「近麻」は、近畿厚生局麻薬取締部、「海保」は、神戸海上保安部、「健」は、県健康福祉部、「保」は、保健所設置市、「労」は、兵庫労働局、「医」は、県医師会、「薬」は、県薬剤師会

3 指標

表1-1 薬物事犯検挙人員状況（兵庫県）

区分 \ 年別	H26	H27	H28	H29	H30
薬物事犯	554	570	579	595	665
覚醒剤事犯	441	414	417	379	386
大麻事犯	98	140	150	189	269
麻薬・向精神薬・あへん事犯	15	16	12	27	10
錠剤型麻薬(MDMA)	0	0	0	0	0

兵庫県警察本部調べ

薬物事犯検挙人員状況（全国）

区分 \ 年別	H26	H27	H28	H29	H30
薬物事犯	13,121	13,524	13,411	13,542	13,862
覚醒剤事犯	10,958	11,022	10,457	10,113	9,868
大麻事犯	1,761	2,101	2,536	3,008	3,578
麻薬・向精神薬・あへん事犯	402	401	418	421	416
錠剤型麻薬(MDMA)	62	45	38	42	50

兵庫県警察本部調べ

表1-2 兵庫県における大麻事犯年齢別検挙状況

年別 年齢別	H29		H30		増減	
	検挙人員	構成比(%)	検挙人員	構成比(%)	検挙人員	増減比(%)
合計	189		269		+80	42.3%
20歳未満	34	18.0%	51	19.0%	+17	50.0%
20歳～29歳	84	44.4%	141	52.4%	+57	67.9%
30歳～39歳	50	26.5%	55	20.4%	+5	10.0%
40歳～49歳	13	6.9%	15	5.6%	+2	15.4%
50歳以上	8	4.2%	7	2.6%	-1	-12.5%

兵庫県警察本部調べ

表 1 - 3 薬物乱用少年の推移(兵庫県)

区分 \ 年別	H26	H27	H28	H29	H30
薬物乱用少年	10	37	35	44	60
うち覚醒剤	6	10	9	2	4
うち大麻・麻薬等	4	27	23	38	52
うちシンナー	0	0	3	4	4

薬物乱用少年の推移(全国)

区分 \ 年別	H26	H27	H28	H29	H30
薬物乱用少年	192	281	373	413	556
うち覚醒剤	92	119	136	91	96
うち大麻・麻薬等	86	155	224	311	453
うちシンナー	14	7	13	11	7

(注) シンナーは、毒物及び劇物取締法の吸入及び吸入目的所持事犯（興奮作用等有する毒劇物の摂取・所持）のみを計上した。

兵庫県警察本部調べ

表 1 - 4 兵庫県における薬物事犯の初犯者検挙状況(人員)

区分 \ 年別	H26	H27	H28	H29	H30
薬物事犯(麻薬、大麻、覚醒剤)	554	570	579	595	665
うち初犯者	266	314	310	341	413
構成比(%)	48.0	55.1	53.5	57.3	62.1
覚醒剤事犯	441	414	417	379	386
うち初犯者	166	175	167	149	160
構成比(%)	37.6	42.3	40.4	39.3	41.5
大麻事犯	98	140	150	189	269
うち初犯者	85	124	132	165	244
構成比(%)	86.7	88.6	88.0	87.3	90.7

兵庫県警察本部調べ

表1-5 薬物押収量(兵庫県)

区分 \ 年別	H26	H27	H28	H29	H30
覚醒剤(g)	61.7	4,926.0	8,661.6	512.6	147.4
乾燥大麻(g)	1,601.1	409.2	868.1	6,678.3	17,094.6
大麻樹脂(g)	2.8	1,035.7	0.0	145.0	2.3
MDMA(錠)	90	2	5	2	1
ヘロイン(g)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.61
コカイン(g)	0.016	97.0	101.9	1.8	1.5

兵庫県警察本部調べ

薬物押収量(全国)

区分 \ 年別	H26	H27	H28	H29	H30
覚醒剤(kg)	487.5	429.8	1,495.4	1,118.2	1,138.6
乾燥大麻(kg)	165.0	101.0	133.1	175.4	280.4
大麻樹脂(kg)	36.7	3.9	0.9	20.7	2.9
MDMA等(錠)	471	981	5,019	3,109	4,456
ヘロイン(kg)	0.0	2.0	0.0	70.3	0.0
コカイン(kg)	2.2	18.5	18.3	9.6	42.0

兵庫県警察本部調べ

表1-6 薬物事犯検挙人員に占める暴力団・来日外国人関係者数

		H26	H27	H28	H29	H30
兵庫県	検挙人員	554	570	579	595	665
	うち暴力団関係者	168	211	199	178	163
	比率(%)	30.3	37.0	34.4	29.9	24.5
	うち来日外国人	15	14	6	13	8
	比率(%)	2.7	2.5	1.0	2.2	1.2
全国	検挙人員	13,121	13,524	13,411	13,542	13,862
	うち暴力団関係者	6,617	6,383	5,781	5,562	5,457
	比率(%)	50.4	47.2	43.1	41.1	39.4
	うち外国人	778	817	868	1,058	1,018
	比率(%)	5.9	6.0	6.5	7.8	7.3

兵庫県警察本部調べ

表1-7 麻薬・向精神薬の盗難、所在不明等件数

麻薬		H25	H26	H27	H28	H29
全国	盗難	11	10	10	8	12
	所在不明	314	322	264	318	257
兵庫県	盗難	0	1	0	0	0
	所在不明	1	2	4	7	10

向精神薬		H25	H26	H27	H28	H29
全国	盗難	31	11	14	22	20
	所在不明	36	18	19	23	26
	詐取	57	88	52	32	67
兵庫県	盗難	0	2	1	0	1
	所在不明	5	2	0	0	2
	詐取	1	4	3	1	1

厚生労働省、兵庫県調べ

表1-8 兵庫県における麻薬、向精神薬、覚醒剤等取扱者への立入検査状況(30年度)

	立入検査			違反発見		違反処分		
	対象数	実施数	%	箇所	%	嚴重注意	行政処分	送致
麻	4,768	848	17.8	8	0.94	8	0	0
	3,207	1,077	33.6	1	0.09	1	0	0
向	2,745	898	32.7	6	0.67	6	0	0

兵庫県調べ

目標 2 : 密輸対策の強化

1 現状と課題

(1) 現状

全国の税関における摘発状況(表 2-1、表 2-2)

平成 30 年中の不正薬物全体の摘発件数は 886 件(前年比 13%増)、押収量は約 1,493kg(前年比 8%増)となり、深刻な状況が続いている。特に覚醒剤は史上初めて、“3 年連続の 1 トン超え”となる大量摘発となったが、大麻、麻薬、指定薬物も顕著な増加傾向を示しており、密輸形態の多様化も含め、全体的に拡大傾向がみられる。

[覚醒剤事犯]

摘発件数は 171 件(前年比 13%増)、押収量は約 1,156kg(前年比 0.3%減)となった。

➤多様化する密輸形態

- ・航空機旅客としては過去最大の押収量となる事犯を摘発したほか、船舶旅客(クルーズ船)による事犯も摘発
- ・商業貨物による事犯は 24 件(前年比約 2.2 倍)、国際郵便物による事犯は 52 件(前年比約 1.4 倍)と増加しており、特に商業貨物は押収量も約 950kg(前年比約 2.4 倍)と急増

[大麻事犯]

摘発件数は 230 件(前年比 35%増)となり、平成 17 年以来の 200 件超えとなった。また、押収量も約 156kg(前年比 20%増)と、急増した前年を更に上回る増加ぶり

➤“急増傾向の拡大”

- ・4 年連続で 100 件を超える状況
- ・航空機旅客としては過去最大の押収量となる事犯も摘発

[麻薬事犯]

摘発件数は 229 件(前年比約 1.4 倍)、押収量は約 165kg(前年比約 2 倍)と増加

➤“コカインとMDMAの急増”

- ・コカインの押収量(約 152kg(前年比約 15.5 倍))及びMDMAの押収量(約 9kg(前年比約 80.4 倍))が急増
- ・コカインの押収量は過去最高

[指定薬物事犯]

摘発件数は 218 件(前年比 21%減)、押収量は約 16kg(前年比約 1.9 倍)と、件数はやや減少したものの押収量が急増

(2) 課題

- ア 不正薬物の密輸入隠匿手口の巧妙化・多様化への対応
- イ 密輸入組織に狙われやすい地方港、地方空港等への対応
- ウ 外国人グループ及び暴力団組織等によって広域化する薬物犯罪への対応

2 [目標2：密輸対策の強化] のための対策と取組内容

対 策	取 組 内 容
(1) 密輸等に関する情報収集の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街頭キャンペーンを行い、広く一般県民に広報し、密輸等の情報提供の呼びかけ（警、税、海保） ・ 税関協力員等、民間との協力関係構築による情報収集の強化（税、海保） ・ 国際情報センター室を通じた国際的な情報交換（税）
(2) 密輸取締体制等の強化・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的な管内小規模港湾・漁港の巡視警戒（海保） ・ 神戸税関では春、秋、年末に、神戸海上保安部では5、10月を取締強化月間と定め、集中取締りを実施（税、海保） ・ 貨物、旅客、乗組員等にかかる事前情報を早期入手し、検査対象を絞った重点的な取締りの実施（税） ・ 監視艇、麻薬探知犬、大型X線検査装置等の取締機器を活用した密輸取締り（税）
(3) 更なる密輸ルート の 解明 と 海空路による密輸への対応の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係取締機関との更なる連携強化（警、税、海保）

「警」は、警察、「税」は、神戸税関、「海保」は、神戸海上保安部

3 指標

表 2-1 主な不正薬物の密輸摘発実績（全国の税関摘発分）

（件）

種 類	年	H26	H27	H28	H29	H30	前年比
	覚醒剤	件	174	83	104	151	171
	kg	549	422	1,501	1,159	1,156	100%
大 麻	件	99	122	118	171	230	135%
	kg	74	34	9	131	156	120%
大麻草	件	52	58	81	115	129	112%
	kg	35	29	6	117	143	122%
大麻樹脂	件	47	64	37	56	101	180%
	kg	40	6	3	13	13	98%
あへん	件	-	-	-	-	-	-
	kg	-	-	-	-	-	-
麻 薬	件	91	213	182	170	229	135%
	kg	6	26	121	82	165	202%
	千錠	2	1	1	2	22	13.4倍
ヘロイン	件	2	2	6	6	8	133%
	kg	0	2	0	70	0	0%
コカイン	件	10	8	12	24	56	233%
	kg	2	18	119	10	152	15.5倍
MDMA等	件	5	23	27	48	59	123%
	kg	0	0	1	0	9	80.4倍
	千錠	0	0	1	2	21	13.7倍
ケタミン	件	7	12	20	18	16	89%
	kg	1	4	1	0	1	391%
その他麻薬	件	67	168	117	74	90	122%
	kg	3	2	1	1	2	243%
	千錠	2	1	0	0	1	837%
向精神薬	件	26	16	11	17	38	224%
	kg	-	0	-	0	-	全減
	千錠	9	7	2	4	26	589%
指定薬物	件	-	1,462	477	275	218	79%
	kg	-	40	19	8	16	191%
合 計	件	390	1,896	892	784	886	113%
	kg	630	522	1,650	1,380	1,493	108%
	千錠	11	8	3	6	48	793%
参考（使用回数）	万回	1,885	1,499	5,405	4,638	4,406	95%

財務省調べ

（注）1 税関が摘発した密輸入事犯の他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。

2 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。

3 大麻樹脂は、大麻樹脂その他の大麻の製品の合計を示す。

4 MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。

5 参考（使用回数）は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。

（覚醒剤：0.03g、大麻草：0.5g、大麻樹脂：0.1g、あへん：0.3g、ヘロイン：0.01g、コカイン：0.03g、MDMA等及び向精神薬：1錠）

6 端数処理のため数値があわないことがある。

7 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

表 2-2 主な不正薬物の密輸入形態別摘発件数(全国の税関摘発分)

(件)

形態別	年					前年比	構成比
	H26	H27	H28	H29	H30		
航空機旅客等による密輸入	171	107	176	214	248	116%	28%
国際郵便物等を利用した密輸入	166	1,734	640	526	564	107%	64%
商業貨物等を利用した密輸入	39	45	60	36	62	172%	7%
航空貨物等	27	34	49	32	48	150%	5%
海上貨物等	12	11	11	4	14	350%	2%
船員等による密輸入	14	10	16	8	12	150%	1%
合 計	390	1,896	892	784	886	113%	100%

財務省調べ

(注) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

表 2-3 覚醒剤の密輸入形態別摘発実績(全国の税関摘発分)

(上段：件、下段：kg)

形態別	年					前年比	構成比
	H26	H27	H28	H29	H30		
航空機旅客等による密輸入	126	37	53	99	92	93%	54%
	246	84	79	190	159	84%	14%
国際郵便物等を利用した密輸入	22	21	20	38	52	137%	30%
	16	3	53	96	48	50%	4%
商業貨物を利用した密輸入	16	18	21	11	24	218%	14%
	261	328	653	398	948	238%	82%
航空貨物等	12	13	15	10	13	130%	8%
	71	80	72	48	22	46%	2%
海上貨物等	4	5	6	1	11	10.0倍	6%
	189	248	581	351	926	264%	80%
船員等による密輸入	10	7	10	3	3	100%	2%
	27	6	715	475	0	0%	0%
合 計	174	83	104	151	171	113%	100%
	549	422	1,501	1,159	1,156	100%	100%

財務省調べ

(注1) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

(注2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注3) 数量の表記について、「0」は、500g未満の場合を示し、「-」は全く無い場合を示す。

表2-4
覚醒剤の仕出地
別摘発実績（全
国の税関摘発
分）

（上段：件、
下段：kg）

仕出地	年					構成比	合計	
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年			
中国（香港・マカオを含む）	79	28	34	20	12	7%	173	
	200	104	1,049	853	404	35%	2,611	
	中国	32	15	19	10	7	4%	83
	香港	42	12	15	10	5	3%	84
	マカオ	119	27	25	19	247	21%	436
	5	1	-	-	-	-	6	
	10	1	-	-	-	-	12	
台湾	3	4	16	11	9	5%	43	
	0	45	104	7	345	30%	501	
アジア	39	19	18	44	66	39%	186	
	35	12	15	65	281	24%	406	
タイ	26	12	6	21	19	11%	84	
	28	6	3	27	174	15%	238	
マレーシア	-	-	2	14	22	13%	38	
	-	-	7	21	63	5%	91	
カンボジア	-	-	-	2	7	4%	9	
	-	-	-	5	21	2%	25	
韓国	1	1	4	-	4	2%	10	
	1	0	2	-	8	1%	11	
インド	-	2	1	4	3	2%	10	
	-	4	2	11	6	1%	25	
ベトナム	1	-	2	2	5	3%	10	
	3	-	0	0	5	0%	7	
中東	2	2	1	7	4	2%	16	
	4	3	0	12	2	0%	21	
トルコ	2	1	-	6	1	1%	10	
	4	3	-	11	1	0%	20	
アラブ首長 国連邦	-	-	-	1	1	1%	2	
	-	-	-	0	1	0%	1	
アフリカ	14	2	5	16	7	4%	44	
	17	20	38	72	54	5%	202	
ケニア	5	-	-	2	1	1%	8	
	6	-	-	10	30	3%	45	
ナイジェリ ア	-	-	-	-	1	1%	1	
	-	-	-	-	15	1%	15	
南アフリ カ	3	1	1	3	2	1%	10	
	4	1	2	22	4	0%	33	
タンザニア	-	-	-	-	2	1%	2	
	-	-	-	-	3	0%	3	
欧州	17	5	6	22	28	16%	78	
	65	4	8	26	18	2%	121	
イギリス	1	1	1	1	4	2%	8	
	2	4	3	2	9	1%	18	
ドイツ	1	1	-	7	7	4%	16	
	6	0	-	9	4	0%	19	
フランス	-	-	1	-	1	1%	2	
	-	-	1	-	3	0%	4	
スイス	1	-	-	1	1	1%	3	
	2	-	-	0	2	0%	5	
オランダ	1	-	2	9	10	6%	22	
	2	-	0	3	0	0%	5	
ベルギー	-	-	-	-	5	3%	5	
	-	-	-	-	0	0%	0	
北米	6	8	13	19	34	20%	80	
	20	3	16	111	43	4%	192	
米国	5	8	12	12	26	15%	63	
	17	3	11	96	37	3%	164	
カナダ	1	-	1	7	8	5%	17	
	4	-	5	15	5	0%	28	
中南米	9	7	6	6	9	5%	37	
	208	225	260	14	9	1%	716	
メキシコ	8	7	6	6	9	5%	36	
	207	225	260	14	9	1%	715	
オセアニア	-	1	-	1	-	-	2	
	-	0	-	0	-	-	0	
不明	5	7	5	5	2	1%	24	
	0	6	11	0	0	0%	17	
合計	174	83	104	151	171	100%	683	
	549	422	1,501	1,159	1,156	100%	4,786	

目標 3 : 再乱用防止対策の強化

1 現状と課題

(1) 現状

薬物依存は、依存者本人だけにとどまらずその家族にとっても耐えがたい苦痛であり、薬物依存者への社会復帰を支援するとともにその家族を支えていくことが、速やかな社会復帰につながる事となる。

< 県の取組み >

健康福祉事務所、保健所設置市保健所等に薬物相談窓口を設置して薬物相談に応じるとともに、県精神保健福祉センターにおいて、薬物関連問題に関する家族教室の開催及び医師等による専門的な個別相談指導を行い、地域社会における薬物の再乱用防止対策を推進している。

更に、同センター内の「ひょうご・こうべ依存症対策センター」において、相談体制の強化をはじめ、薬物を含む依存症対策を総合的に推進する。

< 刑事施設の取組み >

刑事施設(刑務所、拘留所)においては、平成 18 年 5 月から「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が施行(平成 19 年 6 月に「刑事収容施設及び被収容者等に関する法律」に改正)され、処遇の個別化の理念の下、受刑者に対し、矯正処遇として改善指導や教科指導を受けることを義務づけることになった。

薬物事犯受刑者に対しては、特別改善指導(薬物依存離脱指導)として指導カリキュラムを策定し計画的に指導して、改善更生及び円滑な社会復帰を目指している。

< 保護観察所の取組み >

保護観察所においては、平成 28 年 6 月の刑の一部執行猶予制度の施行に合わせ、薬物依存対象者に対する処遇が一層充実・強化された。

薬物依存のある保護観察対象者のうち、特別遵守事項によって受講を義務付けられた者(主に刑の一部執行猶予者及び 6 月以上の仮釈放期間のある仮釈放者)に対しては、スマーブを基礎とした『薬物再乱用防止プログラム(「簡易薬物検出検査」とワークブックにより進める「教育課程」とを併せて行うもの)』を集団で実施している。

同プログラムは先に 2 週間に 1 回(計 5 回)のコアプログラムを実施し、その後月 1 回のステップアッププログラムを行う。プログラムには精神医療機関やダルク等の支援団体に実施補助者として協力を得て、内容を充実するとともに、保護観察終了後も地域の治療・支援につながるよう努めている。

また、精神医療機関や支援団体の治療や処遇を受けるように指示する通院等指示制度が始まっており、本人の同意に基づいてその治療や処遇の情報は保護観察所に提供される。通院等を指示された者は薬物再乱用防止プログラムが延期又は免除され、通院・通所の動機付けとともに地域の治療や支援につなげる仕組みとなっている。

また、プログラムの対象とならない薬物依存対象者についても、従来通り、任意で希望する者に対して、簡易薬物検出検査を実施し、断薬に向けた本人の努力をサポートしている。

薬物使用で受刑している者や保護観察を受けている者の家族や引受人に対する薬物依存治療をテーマとした講座も定期的で開催している。

平成 30 年度は、県内の保護司 50 名程度を対象に研修を実施し、薬物依存症からの回復に向けて、当事者や家族を支えていくための関わりについて学ぶ機会とした。

平成 30 年 3 月には、薬物依存のある刑務所出所者に対する支援を充実させるために、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、医療機関や民間支援団体等を含めた関係機関の連絡会議を開催した。

一方、平成 29 年には新たに厚生労働省から「依存症対策総合支援事業」について示されていることもあり、同事業も踏まえ、薬物依存症者の支援に関係する機関との連携体制を構築していく。

<取締機関の取組み>

警察においては、平成 22 年 12 月から、初犯の薬物事犯者やその家族等に対して関係機関及び民間団体が実施する薬物再乱用防止教育事業について教示するなど、再乱用防止対策に関する情報を提供している。

麻薬取締部においては、平成 23 年 8 月から保護観察のつかない執行猶予判決を受けた初犯の薬物乱用者（以下、「初犯者等」と言う。）に対する再乱用防止プログラムを開始し、平成 25 年 1 月からは対象者を初犯者等以外の者にも拡大して実施している。

(2) 課 題

ア 薬物事犯者の再犯率が高い。

イ 薬物依存者治療のための医療体制整備の強化が必要である。

ウ 薬物依存者の社会復帰の支援と、その家族への相談・支援体制の充実が必要である。

エ 各相談窓口における相談体制の充実が必要である。

2 [目標3：再乱用防止対策の強化] のための対策と取組内容(太字は重点事業)

対 策	取 組 内 容
(1) 薬物依存・中毒者の医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療体制の確保(こ) ・ 薬物に関する専門研修にかかる情報提供(健) ・ 夜間・休日における精神科救急医療体制の充実(後遺症対応)(健) ・ 依存症患者への対処法や回復に向けた関係機関との連携方策等について、医療従事者への研修を実施(健)
(2) 薬物乱用者の社会復帰に対する支援の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 覚醒剤等薬物事犯受刑者に対する薬物依存離脱指導カリキュラムの充実(刑、拘) ・ 麻薬中毒者の把握、麻薬中毒者等観察指導の実施(近麻、健) ・ 薬物乱用少年に対する相談等(警、近麻、健、保) ・ 一部執行猶予制度施行後の薬物再乱用防止プログラムの充実化(保観) ・ 薬物依存症の治療を実施している専門医療機関や自助グループの開拓と連携強化(保観) ・ 薬物依存のある保護観察対象者を地域の医療機関や自助グループの治療・支援につなげる。(保観) ・ 薬物相談窓口の開設及び普及啓発の充実強化(ホームページによる公開等)(警、近麻、健、精保、保) ・ 薬物を含む依存症にかかる相談をひょうご・こうべ依存症対策センターで実施(精保) ・ 薬物依存離脱指導にダルク等の外部講師等の指導を積極的に取り入れる。(刑、拘) ・ 保護観察の付かない執行猶予判決を受けた者及び自ら薬物との関係を絶ちたいと真摯に望む薬物乱用者に対する再乱用防止プログラムの実施(近麻)
(3) 薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関、ダルク、自助グループ、司法関係機関等と連携した家族教室の開催及び専門医等による個別相談指導(精保) ・ 精神保健福祉センター、ダルク、ナラノン等と連携した家族等への講習会の実施(保観) ・ 薬物相談窓口対応及び普及啓発の充実強化(ホームページによる公開等)(警、近麻、健、精保、保)
(4) 青少年の再乱用防止対策の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物乱用少年に対する相談等のフォローアップ(警) ・ 薬物事犯関係の保護観察対象少年の問題性に着目した処遇(保観)

「警」は、警察、「近麻」は、近畿厚生局麻薬取締部、「健」は、県健康福祉部、「こ」は、県立ひょうごこころの医療センター、「保」は、保健所設置市、「刑」は、神戸刑務所、「拘」は、神戸拘置所、「精保」は、県精神保健福祉センター、「保観」は、保護観察所

(注釈)

ダルク(DARC)

ドラッグ (DRUG=薬物) の D、アディクション (ADDICTION=嗜癖、病的依存) の A、リハビリテーション (REHABILITATION=回復) の R、センター (CENTER=施設、建物) の C を組み合わせた造語で、覚醒剤等の薬物から開放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設。

3 指標

表 3-1 薬物再乱用防止プログラムの開始人員（実人員）

	仮釈放者		保護観察付 執行猶予者		合 計
平成 28 年	全部実刑	48	全部猶予	24	72
平成 29 年	全部実刑	50	全部猶予	20	84
	一部猶予 (仮釈放)	10	一部猶予 (実刑終了)	4	
平成 30 年	全部実刑	37	全部猶予	10	126
	一部猶予 (仮釈放)	62	一部猶予 (実刑終了)	17	

(神戸保護観察所調べ)

表 3-2 プログラムでの簡易薬物検出検査の実施状況

	実施実人員	実施人員（延べ）	陽性
平成 28 年	90	483	1
平成 29 年	127	627	0
平成 30 年	207	1,036	4

(神戸保護観察所調べ)

目標 4 : 青少年薬物乱用防止対策の強化

1 現状と課題

(1) 現状

平成 22 年、神戸市内の中学生らによる大麻乱用事犯の続発で、薬物乱用事犯の低年齢化が社会問題となって以降、平成 29 年の大麻事犯は過去最多となる 3, 218 人が検挙され、そのうち約半数が青少年であり、県内でも少年の大麻事犯は増加の一途をたどっている。(表 4-3)

また、平成 29 年検察庁が実施した大麻乱用者実態調査では、大麻を初めて使用する年齢は 29 歳以下が 75%を占め、若いほど誘われて使用する比率が高く、覚醒剤と比べて危険性の認識率が低いことが判明している。

さらに、平成 30 年には、姫路市内の中学生が SNS を通じて大麻を譲受けようとする事案が発生する等、インターネット等において、「大麻は有害性がない」等の誤った情報が氾濫しており、青少年の大麻乱用の拡大につながっていると推測される。

児童生徒が、薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識をもち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることができるよう、小学生・中学生・高校生に対する薬物乱用防止教育、啓発活動として、各学校における薬物乱用防止教室を開催している。

(表 4-4)

(2) 課題

ア 薬物乱用防止教室は、積極的に実施されているものの、全ての中学校・高等学校での開催に至っていないことから、今後も引き続き関係機関が連携し、教育活動全体で薬物乱用防止教室を継続的に取り組んでいく必要がある。

イ 少年の薬物乱用事犯にあっては、地域社会で孤立しがちな少年によるものが懸念されることから、家庭（保護者）を含めた地域社会全体でこれらの少年を見守る社会気運を醸成し、薬物乱用防止啓発活動を推進していく必要がある。

ウ インターネット上の違法・有害サイトを通じての薬物汚染が懸念されている現状を踏まえ、青少年が使用する携帯電話やスマートフォン、パソコン等のフィルタリング利用に対する広報啓発活動や薬物に関するネット上の違法・有害情報を排除していく必要がある。

エ 児童生徒が、薬物乱用の危険性・有害性のみならず、薬物乱用は、好奇心・投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人間関係等社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるよう、学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実、地域における未然防止対策の強化、広報啓発の強化を行っていく必要がある。

2 [目標4：青少年薬物乱用防止対策の強化]のための対策と取組内容(太字は重点事業)

対 策	取 組 内 容
(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化	<p>ア 小・中学校への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物乱用防止教室、その他活動の推進(研修、広報、啓発、調査、巡視補導)(医、薬、体保、義務、市教、警、健、保、指導員) ・ 校内研修の実施(義務、市教) ・ 中学校における薬物乱用防止活動の推進(研修、広報、啓発、調査、巡視補導)、薬物乱用実態調査(市教) <p>イ 高等学校への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物乱用防止教室の推進(近麻、医、薬、体保、高校、市教、警、健、保、指導員) ・ 校内研修の実施(高校、市教) <p>ウ 大学・専修学校・各種学校への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物乱用防止啓発資材の配布(近麻、警、企画、健、保、指導員) ・ 大学生等への薬物乱用防止講習会の実施(近麻、警、健、保、指導員) ・ 大学生と協力した薬物乱用防止啓発運動の実施(近麻、薬) <p>エ 教職員等の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物乱用防止教室推進事業(指導者養成事業)【講習内容の充実、参加体験型学習形態、ライフスキル教育手法の導入(ワークショップを通して)】、学校保健に関する研修(近麻、体保) ・ 生徒指導担当教員等への研修(義務、市教) ・ 地区別生徒指導研究協議会の研修(義務) ・ 県立学校生徒指導部長会等の研修、地区別生徒指導協議会の研修(高校) ・ 学校保健主事・担当者研究協議大会、新規採用養護教諭研修(近麻、体保) <p>オ 医薬品の適正使用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校薬剤師による各学校での学校保健委員活動・薬育教室(薬) ・ タバコをゲートウェイドラッグと位置付け、薬物乱用防止教室を開催(薬)

(2) 有職・無職少年に対する啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業安定所での薬物乱用防止啓発ポスターの掲示（労） ・ 駅前や繁華街等での薬物乱用防止街頭キャンペーンの実施（医、薬、健、保、指導員）
(3) 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物乱用防止指導員の設置（健） ・ 薬物乱用防止指導員協議会への助成（健） ・ 薬物乱用防止指導員拡充事業（健） ・ 麻薬禍等撲滅地区組織の指導育成（健、保、指導員、麻地） ・ 「青少年育成スクラム会議」の開催（企画） ・ 青少年愛護条例の普及啓発及び適正な運用（企画） ・ 青少年育成関係者が集まる会議等での対策の必要性の説明（企画） ・ 「子どもの冒険ひろば」へ啓発資材を配布（健、企画、保） ・ 補導活動の実施（市教、企画）
(4) 広報啓発活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車運送事業運行管理者講習会での普及啓発（運輸） ・ 薬物乱用防止啓発資材の作成、不正大麻・けし撲滅運動の展開（健、保） ・ 青少年のインターネット利用対策キャンペーンの実施（企画） ・ 「大人が変われば子どもも変わる」キャンペーンの実施（企画） ・ 公共施設への啓発資材配布等の充実・強化（健、保） ・ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤乱用防止運動の展開（医、薬、健、保、指導員） ・ 薬剤師会薬事情報センター及びホームページにおける情報提供や適正使用の推進（薬） ・ 地元医師会、薬剤師会等関係団体と連携した啓発活動等協力体制の充実（医、薬、健、保、指導員）
(5) 関係機関等による相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物に関する相談窓口の設置及び普及啓発の強化（警、近麻、健、精保、保） ・ 薬物を含む依存症にかかる相談をひょうご・こうべ依存症対策センターで実施（精保）
(6) 危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のあらゆる機会を活用した資料配布、講演の実施（医、薬、体保、義務、高校、市教、警、保、指導員、麻地、企画、近麻、運輸、精保、健）

「労」は兵庫労働局、「医」は、県医師会、「薬」は、県薬剤師会、「体保」は、県教育委員会体育保健課、「義務」は、県教育委員会義務教育課、「高校」は、県教育委員会高校教育課、「市教」は、神戸市教育委員会、「警」は、警察、「健」は、県健康福祉部、「保」は、保健所設置市、「指導員」は、兵庫県薬物乱用防止指導員協議会、「麻地」は、麻薬対策地区協議会、「企画」は、県企画県民部、「近麻」は、近畿厚生局麻薬取締部、「運輸」は、神戸運輸監理部兵庫陸運部、「精保」は、県精神保健福祉センター

3 指標

表4-1 有職・無職少年による覚醒剤事犯の検挙人員

		H26	H27	H28	H29	H30
兵庫県	少年検挙人員	6	10	9	2	4
	うち有職少年	1	1	1	1	1
	うち無職少年	4	7	6	1	1
全国	少年検挙人員	92	119	136	91	96
	うち有職少年	33	43	39	38	30
	うち無職少年	44	57	68	44	46

兵庫県警察本部調べ

表4-2 有職・無職少年のシンナー乱用による検挙人員

		H26	H27	H28	H29	H30
兵庫県	少年検挙人員	0	0	3	4	4
	うち有職少年	0	0	1	2	3
	うち無職少年	0	0	2	0	0
全国	少年検挙人員	14	7	13	11	7
	うち有職少年	7	3	8	8	4
	うち無職少年	5	4	4	0	2

兵庫県警察本部調べ

表4-3 有職・無職少年の大麻事犯の検挙人員

		H26	H27	H28	H29	H30
兵庫県	少年検挙人員	3	26	22	33	51
	うち高校生			1	5	9
	うち有職少年	1	14	19	16	30
	うち無職少年	1	6	2	10	9
全国	少年検挙人員	80	144	210	310	453
	うち有職少年	35	68	122	160	227
	うち無職少年	17	35	37	68	90

兵庫県警察本部調べ

表4-4 兵庫県内における薬物乱用防止教室開催状況（年度集計）

学校種	H26		H27		H28		H29		H30	
	開催校数	開催校数	開催校数	開催率	開催校数	開催率	開催校数	開催率	開催校数	開催率
小学校	450	57.4%	529	68.3%	522	68.0%	412	53.6%	374	49.1%
中学校	309	81.1%	291	76.8%	332	88.1%	315	82.5%	284	74.7%
高等学校	110	57.0%	129	65.8%	164	83.2%	155	78.7%	152	77.9%
中等教育 学校	0	0.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
合計	869	63.9%	950	70.3%	1019	75.9%	883	65.5%	811	60.1%

県教育委員会、神戸市教育委員会、兵庫県調べ

※平成29年度から集計方法を変更した。

関係機関業務内容・連絡先

国の機関

機 関 名	薬物に関する業務内容	電 話 番 号 F A X 番 号	E - m a i l
神戸地方検察庁	薬物事犯に関する捜査・公判活動	078-367-6067 078-367-6068	
神戸刑務所	覚醒剤等薬物事犯受刑者に対する薬物依存離脱指導	078-936-0911 078-938-2034	
神戸拘置所	薬物事犯受刑者に対する薬物依存離脱指導	078-743-3663 078-747-2004	
神戸保護観察所	薬物事犯者に対する断薬指導等	078-351-4004 078-366-2227	
大阪出入国在留管理局神戸支局	薬物事犯により有罪判決を受けた外国人に対する退去強制手続	078-391-6377 078-325-2097	
神戸税関	薬物の密輸出入取締業務	078-333-3052 078-333-3128	kobe-shinri01@customs.go.jp
神戸運輸監理部兵庫陸運部	薬物乱用防止に関する知識の普及、啓発活動	078-453-1103 078-431-8761	
神戸海上保安部	薬物の密輸出入取締業務	078-331-2027 078-331-8441	
兵庫労働局労働基準部健康課	シンナー等の取扱について	078-367-9153 078-367-9166	
兵庫労働局職業安定部職業安定課	職業安定所利用者に対する普及啓発	078-367-0800 078-367-3852	
近畿厚生局麻薬取締部	薬物事犯の取締り、相談、啓発、再乱用防止対策	06-6949-6336 06-6949-6339	
近畿厚生局麻薬取締部神戸分室	薬物事犯の取締り、相談、啓発、再乱用防止対策	078-391-0487 078-325-3769	

県の機関（警察本部）

機 関 名	薬物に関する業務内容	電 話 番 号 F A X 番 号	E - m a i l
薬物銃器対策課	薬物事犯の取締り	078-341-7441 078-351-7806	
少年課	少年問題に関する相談 薬物乱用防止啓発活動	078-341-7441 078-351-7829	

県の機関（行政）

機 関 名	薬物に関する業務内容	電 話 番 号 F A X 番 号	E - m a i l
青 少 年 課	青少年の薬物乱用防止のための普及啓発	078-362-3142 078-362-3957	seishonen@pref.hyogo.lg.jp
薬 務 課	兵庫県薬物対策推進会議事務局 麻薬等正規流通の監督 薬物乱用防止対策全般 (指導、普及啓発、相談体制等)	078-362-3270 078-362-4713	yakumuka@pref.hyogo.lg.jp
障 害 福 祉 課	精神科救急医療体制に関すること	078-362-9498 078-362-3911	shougai@pref.hyogo.lg.jp
私 学 教 育 課	私立学校への情報提供	078-362-3104 078-362-9389	kyouikuka@pref.hyogo.lg.jp
精神保健福祉 センター	薬物関連問題の相談 (必要に応じて医師相談あり) 家族教室	078-252-4980 078-252-4981	

県の機関（教育委員会）

機 関 名	薬物に関する業務内容	電 話 番 号 F A X 番 号	E - m a i l
義 務 教 育 課	教職員の資質向上 児童生徒への啓発(生徒指導)	078-362-3773 078-362-4286	gimukyoku@pref.hyogo.lg.jp
高 校 教 育 課	県立高等学校並びに県立中等教育学校への啓発(生徒指導) 教職員の資質向上	078-362-3778 078-362-4288	koukoukyoku@pref.hyogo.lg.jp
社 会 教 育 課	普及啓発活動への協力	078-362-3782 078-362-3927	syakaikyoku@pref.hyogo.lg.jp
体 育 保 健 課	教職員の資質向上 児童生徒への啓発(健康教育)	078-362-3789 078-362-3959	taiiku@pref.hyogo.lg.jp

県の機関（医療）

機 関 名	薬物に関する業務内容	電 話 番 号 F A X 番 号	E - m a i l
県立ひょうご こころの医療 センター	精神科医療による薬物治療	078-581-1013 078-583-3797	

神戸市の機関

機 関 名	薬物に関する業務内容	電 話 番 号 F A X 番 号	E - m a i l
保 健 所	薬物乱用防止に関する知識普及、啓発活動の実施	078-322-6796 078-322-6763	kobe_yakumu@office.city.kobe.lg.jp
教育委員会	薬物乱用防止活動の推進 実態調査	078-322-5785 078-322-6143	edu@office.city.kobe.lg.jp

保健所設置市の機関

機 関 名	薬物に関する業務内容	電 話 番 号 F A X 番 号	E - m a i l
姫路市保健所	薬物乱用防止に関する知識普及、啓発活動の実施	079-289-1631 079-289-0210	hokensho-iyaku@city.himeji.lg.jp
尼崎市保健所	薬物乱用防止に関する知識普及、啓発活動の実施	06-4869-3010 06-4869-3049	ama-hokenkikaku@city.amagasaki.hyogo.jp
西宮市保健所	薬物乱用防止に関する知識普及、啓発活動の実施	0798-26-3775 0798-33-1174	hokensyo@nishi.or.jp
あかし保健所	薬物乱用防止に関する知識普及、啓発活動の実施	078-918-5414 078-918-5440	hokensoumu@city.akashi.lg.jp

民間等の機関

機 関 名	薬物に関する業務内容	電 話 番 号 F A X 番 号	E - m a i l
公益社団法人兵庫県防犯協会連合会	薬物乱用防止のための啓発活動、講演などの予防啓発	078-351-7877 078-351-7913	h-bouhan@f5.dion.ne.jp
一般社団法人兵庫県医師会	薬物乱用防止のための啓発活動、講演などの予防啓発	078-231-4114 078-231-8111	
一般社団法人兵庫県薬剤師会	薬物乱用防止のための啓発活動、講演などの予防啓発	078-341-7585 078-341-7113	info@hps.or.jp
一般社団法人兵庫県精神科病院協会	精神科医療による薬物治療	078-230-1128 078-230-1138	hyoseikyo@bird.ocn.ne.jp
麻薬対策地区協議会	薬物乱用防止のための啓発活動、講演などの予防啓発	078-362-3270 078-362-4713	yakumuka@pref.hyogo.jp
兵庫県薬物乱用防止指導員協議会	薬物乱用防止のための啓発活動、講演などの予防啓発	078-362-3270 078-362-4713	yakumuka@pref.hyogo.jp
公益財団法人兵庫県青少年本部	青少年の薬物乱用防止のための普及啓発	078-891-7410 078-891-7418	honbu1967@seishonen.or.jp

薬物に関する相談窓口

機 関 名	薬物に関する相談内容	連絡先番号
兵庫県警察本部 薬物銃器対策課	麻薬・覚醒剤に関する相談・情報 「覚醒剤110番」 各警察署でも受付	078-361-0110
近畿厚生局麻薬取締部神 戸分室	麻薬・覚醒剤に関する相談・情報	078-391-0487
兵庫県警察本部 少年相談室	少年問題に関する相談・情報 少年相談電話「ヤングトーク」	0120-786-109

薬物相談窓口（兵庫県）

機 関 名	薬物に関する相談内容	連絡先番号
芦屋健康福祉事務所	薬物相談全般	0797-32-0707
宝塚健康福祉事務所	薬物相談全般	0797-62-7314
伊丹健康福祉事務所	薬物相談全般	072-785-7463
加古川健康福祉事務所	薬物相談全般	079-422-0005
加東健康福祉事務所	薬物相談全般	0795-42-9371
中播磨健康福祉事務所	薬物相談全般	0790-22-1234
龍野健康福祉事務所	薬物相談全般	0791-63-5145
赤穂健康福祉事務所	薬物相談全般	0791-43-2321
豊岡健康福祉事務所	薬物相談全般	0796-26-3666
朝来健康福祉事務所	薬物相談全般	079-672-6872
丹波健康福祉事務所	薬物相談全般	0795-73-3771
洲本健康福祉事務所	薬物相談全般	0799-26-2068
薬務課	薬物相談全般	078-362-3270
精神保健福祉センター	薬物相談全般（来所相談は予約制）	078-252-4980

薬物相談窓口（保健所設置市）

機 関 名	薬物に関する相談内容	連絡先番号
神戸市保健所	薬物相談全般	078-322-6796
東灘保健センター	薬物相談全般	078-841-4131
灘保健センター	薬物相談全般	078-843-7001
中央保健センター	薬物相談全般	078-232-4411
兵庫保健センター	薬物相談全般	078-511-2111
北保健センター	薬物相談全般	078-593-1111
北神保健センター	薬物相談全般	078-981-8870
長田保健センター	薬物相談全般	078-579-2311
須磨保健センター	薬物相談全般	078-731-4341 078-793-1313（北須磨）
垂水保健センター	薬物相談全般	078-708-5151
西保健センター	薬物相談全般	078-929-0001
神戸市精神保健福祉センター	薬物相談全般（相談は予約制）	078-371-1900
姫路市保健所	薬物相談全般	079-289-1645
中央保健センター	薬物相談全般	079-289-1654
中央保健センター北分室	薬物相談全般	079-265-3075
中央保健センター安富分室	薬物相談全般	0790-66-2921
南保健センター	薬物相談全般	079-235-0320
南保健センター家島分室	薬物相談全般	079-325-1428
西保健センター	薬物相談全般	079-236-1473
姫路市総合教育センター	薬物相談全般（少年の薬物相談）	079-224-5843

尼崎市保健所	薬物相談全般	06-4869-3053
北部保健福祉センター	薬物相談全般	06-4950-0637
南部保健福祉センター	薬物相談全般	06-6415-6342
あかし保健所	薬物相談全般	078-918-5414
西宮市保健所	薬物相談全般	0798-26-3160
中央保健福祉センター	薬物相談全般	0798-35-3310
北口保健福祉センター	薬物相談全般	0798-64-5097
山口保健福祉センター	薬物相談全般	078-904-3160
塩瀬保健福祉センター	薬物相談全般	0797-61-1766
鳴尾保健福祉センター	薬物相談全般	0798-42-6630